

厚生労働省発基安0131第30号 令 和 4 年 1 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂

別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

請負人等に対する周

1 事業者は、 腐食性液体を圧送する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、

腐 食性液体 の飛散、 漏えい又は溢流による身体の腐 食の危険を防止するため必要な保護具を着用する

必 要が、 ある旨を周知させなければならないものとすること。

2

事業者は、

労働安全衛生規則

(以 下

「安衛則」という。)第三十六条第三十四号及び第三十六号に

掲げる業務に係る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を行う作

業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させな

け ればならないものとすること。ただし、 当該発散源を湿潤な状態のものとすることが著しく困難な

ときは、 この限りでないものとすること。

3 事業者は、 安衛則第五百九十二条の 五第 項 の作業の 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請

負人に対し、 安衛則第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシン類の濃度及び含

る設備の設置等当該作業に係るダイオキシン類を含む物の発散を防止するために有効な措置を講じた 旨を周知させなければならないものとすること。ただし、ダイオキシン類を含む物の発散源を密閉す 有率の測定の結果に応じて、保護衣、 保護眼鏡、 呼吸用保護具等適切な保護具を使用する必要がある

4 事業者は、 保護衣、 保護眼鏡、 安衛則第五百九十三条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使 当該請負 人に対

ときは、

この限りでないものとすること。

用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

5 りこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならないものとするこ 事業者は、 塗布剤、 不浸透性の保護衣、 安衛則第五百九十四条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対 保護手袋又は履物等適切な保護具について、 備えておくこと等によ

6 人に対し、耳栓その他の保護具について、 事業者は、 強烈な騒音を発する場所における業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 備えておくこと等によりこれらを使用することができるよ 当該請負

کی

うにする必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

7 事業者は、 屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは当該屋内作業場において作業に

従事する者 (労働者を除く。)に対し、当該溶融炉等の放射するふく射熱からの防護措置を講ずる必

するときは、この限りでないものとすること。

要がある旨を周知させなければならないものとすること。ただし、

加熱された空気を直接屋外に排出

二 騒音を発する場所の明示等

事業者は、 強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、 当該屋内作業

場が強烈な騒音を発する場所であることを、見やすい箇所に標識によって明示する等の措置を講ずるも

のとすること。

三 注意事項等の掲示

1 事業者は、 安衛則第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に労働者を従事させると

きは、 次の事項を、 見やすい箇所に掲示しなければならないものとすること。

一当該業務を行う作業場である旨

- (___) ダイオキシン類により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (三 ダイオキシン類の取扱い上の注意事項
- (四) 当該業務を行う場合においては有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

2 事業者は、 の6の請負人に耳栓その他の保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、 遅

滞なく当該保護具を使用する必要がある旨を、 見やすい場所に掲示しなければならないものとするこ

کی

四 立入禁止等

1 事業者は、 安衛則第五百八十五条第一項各号に掲げる場所には、 関係者以外の者が立ち入ることに

ついて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外

の方法により禁止したときは、 当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならな

いものとすること。

2 事業者は、 加熱された炉の修理に際しては、 当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却さ

れる前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入ってはな

らない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとするこ

کے

五 請負人等による立入禁止の遵守

兀 \mathcal{O} 1により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、 当該禁止された場所に

は、みだりに立ち入ってはならないものとすること。

第二 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、 有機溶剤中毒予防規則 (以下「有機則」という。) 第十三条の二第一項の測定を行う場

合において、 同項第一号及び第二号の措置のほか、 同号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせ

るときであって、 当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨

を周知させる措置を講じたときは、 有機則第五条の規定にかかわらず、 有機溶剤の蒸気の発散源を密

閉する設備、 局 所排気装置及びプッシ ュプル型換気装置を設けないことができるものとすること。

有機則第十三条の三第一項の許可を受けた事業者は、 当該許可に係る作業場についての有機則第二

2

並 する必要がある旨を周知させる措置を講じなけ 許可に係る作業場において作業に従事する者 おそれがあるときは、 十八条第二項の測定の結果の評価が有機則第二十八条の二第一項の第一管理区分(以下この2及び3 に四の 1において「第一管理区分」という。) でなかったとき及び第一管理区分を維持できない 直ちに、 有機則第十三条の三第五項第一号から第三号までの措置のほか、 (労働者を除く。) に対し、 れば、 ならないものとすること。 有効な呼吸用保護具を使用

3 係 う。) 第六十五条第五項の規定による測定並びに有機則第二十八条の二第一項の規定による当該測定 る有機則第二十八条第二項及び労働安全衛生法 有機 則第十八条第一 項の規定にかかわらず、 過去 (昭和四十七年法律第五十七号。 一年六月間 同項 の局所排気装置に係る作業場に 以 下 「法」

の測定を行うときは、 た場合であって、 の結果の評価が行われ、 有機則第十八条の三第一項の許可を受けるために、 有機則第十八条の二第一項第一号及び第二号の措置 当該評価の結果、 当該一年六月間、 第一管理区分に区分されることが 同項に規定する有機溶剤の $\overline{\mathcal{O}}$ ほ か、 有機 則第十八条第 継続 濃度

対し、 項 局所排気装置に係る有機溶剤業務の 一部を請負人に請け負わせる場合であって、 当該 請負

送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させる措置を講じたとき

は、 当該局所排気装置を有機則第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下

欄に掲げる制御風速未満の制御風速で稼働させることができるものとすること。

4 事業者は、 タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合は、有機則第二十六条第

号から第四号までの措置のほか、 当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請

負人に対し、 当該請負 人の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、 及び作業が終了したとき

は、 直ちに身体を洗浄し、 汚染を除去する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないも

のとすること。

5 事業者は、有機則第二十八条の三第一項の場所において作業に従事する者(労働者を除く。)に対

当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない

ものとすること。

6 事 業者は、 作業に従事する者 (労働者を除く。) に対し、 当該者が有機溶剤により著しく汚染さ

れ、 又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周

知させなければならないものとすること。

7 事業者は、 有機則第三十二条第一項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせると

きは、 当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならないものとす

ること。

8 事業者は、 有機則第三十三条第一項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせると

きは、 当該請負人に対し、 送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させ

なければならないものとすること。

二 立入禁止等

1 事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機則第二

十七条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、作業を中止したときは、当該事故現場の有機

溶剤等による汚染が除去されるまで、作業に従事する者が当該事故現場に立ち入ることについて、 禁

止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとするこ

と。 ただし、安全な方法によって、人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、 この限りで

ないものとすること。

事業者は、 有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、 有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、 又は

2

発散するおそれのないふた又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、 有機則第三

十五条第二号の設備のほか、当該屋内で作業に従事する者のうち、 貯蔵に関係する者以外の者がその

貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備を設けなければならないものとすること。

三 設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、 有機則第十八条第一項の局所排気装置を設けた場合であって、 有機溶剤業務の一 部を請

負人に請け負わせるときは、 当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間 (労働者が当該有機溶剤業

務に従事するときを除く。)、当該局所排気装置を有機則第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に

応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速以上の制御風速で稼働させること等について配慮しな

ければならないものとすること。ただし、 有機則第十六条第二項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、 当該局所排気装置は、 同項に規定する制御風速以上の制御風速で稼働させること等について

配慮すれば足りるものとすること。

2 事業者は、 有機則第十八条第三項のプッシュプル型換気装置を設けた場合であって、 有機溶剤業務

有機溶剤業務に従事するときを除く。)、当該プッシュプル型装置を同項の厚生労働大臣が定める要 の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間 (労働者が当該

件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないものとすること。

3 事業者は、 有機則第十八条第四項の全体換気装置を設けた場合であって、 有機溶剤業務の一部を請

負 人に請け負わせるときは、 当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間 (労働者が当該有機溶剤業

務に従事するときを除く。) 当該全体換気装置を有機則第十七条第一項の表 の上欄に掲げる区分に

応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる一分間当たりの換気量以上の換気量で稼働させること等につい

て配慮しなければならないものとすること。

4 事業者は、 タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合は、有機則第二十六条第

号から第四号までの措置のほか、 次の措置を講じなければならないものとすること。

(-)当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 労働者が作業に従事する場合を除き、

当該 請負 人の 作業開始前、 タンクの マンホー ルその他有機溶剤等が流入するおそれのない開 日部を

全て開放すること等について配慮すること。

(__) 当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、労働者が作業に従事する場合を除き、

有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、 当該請負人の作業開始前に、 有機則第二十六条

第四号に規定する措置を講ずること等について配慮すること。

四 使用すべき保護具等の掲示

1 事業者は、 屋内作業場等にお いて有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、 有機則第二十四条第

項第二号及び第三号のほか、 次の事項を、 見やすい場所に掲示しなければならないものとするこ

一 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

次に掲げる場所にあっては、 有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼

吸用保護具

(1) 有機則第十三条の二第一項の規定による許可に係る作業場 (同項に規定する有機溶剤の濃度の

測定を行うときに限る。)

(2)有機則第十三条の三第一項の規定による許可に係る作業場であって、 有機則第二十八条第二項

の測定の結果の評価が第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれが

ある作業場

(3) 有機則第十八条の二第一項の規定による許可に係る作業場 (同項に規定する有機溶剤の濃度の

測定を行うときに限る。)

(4)有機則第二十八条の二第一項の評価の結果、 同項の第三管理区分に区分された場所

(5) 有機則第三十二条第一項各号に規定する作業を行う作業場)

(6) 有機則第三十三条第一項各号に規定する作業を行う作業場(

2 事業者は、 屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、 当該有機溶剤業務に

係る有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければなら

ないものとすること。

五 事故の場合の退避

事業者は、 タンク等 の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合においては、 有機則第二

十七条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、 有機溶剤による中毒の発生のおそれのあるとき

は、 直ちに作業を中止し、作業に従事する者を当該事故現場から退避させなければならないものとする

کے

第三 鉛中毒予防規則の一部改正

一請負人等に対する周知

1 鉛中毒予防規則 (以 下 「鉛則」という。) 第二十三条の三第一項の許可を受けた事業者は、 当該許

可に係る作業場についての鉛則第五十二条第一項の測定の結果の評価が鉛則第五十二条の二第一 項の

第一管理区分(以下この1及び六の4において「第一管理区分」という。)でなかったとき及び第一

管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、鉛則第二十三条の三第五項第一号から第三号

までの措置のほか、当該許可に係る作業場については、作業に従事する者(労働者を除く。)に対

有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとす

ること。

2 事業者は、 鉛業務の 一部を請負人に請け負わせる場合においては、 当該請負人に対し、 当該請負人

の身体が鉛等又は焼結鉱等によって著しく汚染されたときは、速やかに汚染を除去する必要がある旨

を周知させなければならないものとすること。

3 鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落としの業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負 人に対し、 事業者は、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第四第八号に掲げる鉛業務のうち含 鉛則第四十条各号の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないものとするこ

کے

4 請負人に対し、 すること。 事業者は、 鉛化合物の焼成炉からのかき出しの鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 鉛則第四十一条各号の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない 当該

5 対し、 る旨を周知させなければならないものとすること。 事業者は、 鉛則第四十二条各号の措置を講ずる必要がある旨及び作業終了後、 令別表第四第九号に掲げる鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 速やかに洗身する必要があ 当該請負人に

6 具、 事業者は 労働衛生保護衣類又は作業衣 13 から15まで及び17 (二の2において「呼吸用保護具等」という。)をこれら以外の衣 の請負人に対し、 当該請負人が使用し、 又は着用 した呼吸用保護

服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

- 7 事業者は、 鉛則第四十七条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、
- に応じ洗身する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。
- に応じ、 硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、 爪ブラシ、石けん及びうがい液 4において 「硝酸

8

事業者は、

鉛業務の一

部を請負人に請け負わせるときは、

当該請負人に対し、

作業終了後及び必要

- 水溶液等」という。) を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。
- 9 焼結鉱等による汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。 事業者は、 鉛業務の一 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 作業衣等の鉛等又は
- 10 用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。 おいて作業に従事する者 事業者は、 鉛則第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、 (労働者を除く。) に対し、 当該場所については、 第三管理区分に区分された場所に 有効な呼吸用保護具を使
- 11 事している期間又は鉛業務に従事しなくなってから四週間以内に、 事業者は、 鉛業務の 部を請負人に請け負わせる場合においては、 腹部の疝痛、 当該請負人に対し、 四 肢 の伸筋麻痺若し 鉛業務に従

くは知覚異常、 蒼白、 関節痛又は筋肉痛の症状があるときは、速やかに医師による診断を受ける必要

がある旨を周知させなければならないものとすること。

12 事業者は、 鉛業務の一 部を請負人に請け負わせる場合においては、 当該請負人に対し、 鉛中毒にか

かっているとき又は鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めたときは、

医師 が必要と認める期間、 鉛業務に従事してはならない旨を周知させなければならないものとするこ

と。

13 事業者は、 令別表第四第九号に掲げる鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に

対し、 有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用する必要がある旨を周知させなければならな

いものとすること。

14 事業者は、 13の業務以外の業務で、 鉛則第五十八条第二項各号のいずれかに該当するものの一 部を

請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周

知させなければならないものとすること。

15

事業者は、 13又は14の業務以外の業務で、 鉛則第五十八条第三項各号のいずれかに該当するものの

部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある

旨を周知させなければならないものとすること。ただし、 同項ただし書の場合においては、この限り

でないものとすること。

16 事業者は、 13 から15までの請負人及び三のただし書の労働者以外の者がホースマスクを使用すると

きは、 当該 ホ スマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置く必要がある旨を周知させなけ

ればならないものとすること。

17 事業者は 鉛則第五十九条第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対

作業衣又は労働衛生保護衣類を着用する必要がある旨を周知させなければならないものとするこ

ک

一設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、 鉛則第三十二条第一項の局所排気装置、 プッシュプル型換気装置、 全体換気装置又は排

気筒を設けた場合において、 鉛業務の一 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人が鉛業務に従

事する間 (労働者が当該鉛業務に従事するときを除く。)、当該装置を同項の厚生労働大臣が定める

要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないものとすること。

2 事業者は、一の13から15まで及び17の請負人に対し、鉛則第四十六条の設備を使用させる等適切に

呼吸用保護具等の保管が行われるよう必要な配慮をしなければならないものとすること。

3 事業者は、 鉛則第四十七条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 一の7の請負人に対し同

条の 設備を使用させる等適切に洗身が行われるよう必要な配慮をしなければならないものとするこ

کی

4 事業者は、 鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 一の8の請負人に対し硝酸水溶液等を使

用させる等適切に硝酸水溶液等の使用が行われるよう必要な配慮をしなければならないものとするこ

ک

三 ホッパーの下方における作業の禁止

事業者は、 粉状の鉛等又は焼結鉱等をホッパーに入れる作業を行う場合において、 当該ホッパーの下

方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉱等がこぼれるおそれのあるときであって、当該場所において労働者以

外の者が作業を行うおそれのあるときは、 当該場所において労働者以外の者が作業することについて、

禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとするこ

ただし、当該場所において当該者が臨時の作業に従事する場合において、当該者に有効な呼吸用保

護具を使用する必要がある旨を周知させるときは、この限りでないものとすること。

四 喫煙等の禁止

事業者は、 鉛業務を行う屋内の作業場所で作業に従事する者が喫煙し、 又は飲食することについて、

禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、 表示以外の方法によ

り禁止したときは、 当該場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を見やすい箇所に表示しなけれ

ばならないものとすること。

五 請負人等の休憩室の使用等に係る規定の遵守

1 鉛業務に従事した者は、 鉛則第四十五条第一項の休憩室に入る前に、 作業衣等に付着した鉛等又は

焼結鉱等を除去しなければならないものとすること。

2 匹 の作業場所で作業に従事する者は、 当該作業場所で喫煙し、 又は飲食してはならないものとする

こと

六 鉛業務における注意事項等の掲示

事業者は、 鉛業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならな

いものとすること。

- 1 鉛業務を行う作業場である旨
- 2 鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 3 鉛等の取扱い上の注意事項

4

(-)

次に掲げる場所にあっては、 有効な保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

鉛則第二十三条の三第一項の規定による許可に係る作業場であって、

定の結果の評価が第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作

業場

- (___) 鉛則第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、 第三管理区分に区分された場所
- (三 令別表第四第九号に掲げる鉛作業を行う作業場
- (四) 鉛則第五十八条第二項各号に規定する作業を行う作業場

鉛則第五十二条第一項の測

(五) 鉛則第五十八条第三項各号に規定する作業を行う作業場 (有効な局所排気装置、プッシュプル型

排気装置、全体換気装置又は排気筒 (鉛等若しくは焼結鉱等の溶融の業務を行う作業場所に設ける

排気筒に限る。)を設け、稼働させている作業場を除く。)

(六) 鉛則第五十九条第一項の業務を行う作業場

第四 四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正

一請負人等に対する周知

1 事業者は、 令別表第五第一号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負 人に対

ょ って汚染されるおそれのないときは、二の事項については、この限りでないものとすること。 次の事項を周知させなければならないものとすること。ただし、 当該請負人が四アルキル 鉛に

作業場所をそれ以外の作業場所その他関係者が立ち入る場所から隔離する必要があること。

 $(\underline{})$ 不浸透性の保護衣、 保護手袋及び保護長靴を使用する必要があること。

三 有機ガス用防毒マスクを携帯する必要があること。

事業者は、 令別表第五第二号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対

2

し、次の事項を周知させなければならないものとすること。

四アルキル鉛中毒予防規則 (以下「四アルキル鉛則」という。) 第四条第一項第三号及び第四号

の措置を講ずる必要があること。

(__) 不浸透性の保護前掛け、 保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用する必要があ

ること

次

の措置を講じなければならないものとすること。ただし、

3 事業者は、 令別表第五第三号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対

ただし書に規定するときは、一の措置について、当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのな

いときは、二の措置については、この限りでないものとすること。

四アルキル鉛則第五条第一項第一号の措置を講ずる必要がある旨を周知させること。

四アルキル鉛則第五条第一項第一号の汚染を除去する作業に従事するときを除き、不浸透性の保

護前掛け、 保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させ

ること。

四アルキル鉛則第五条第一項第一号

事業者は、 令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものの一部を請負

4

人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、四アルキル鉛則第六条第一項第一号から第五号までの

措置を講ずる必要がある旨及び当該各号の措置は、 作業開始前に、 当該各号列記の順に行う必要があ

る旨を周知させなければならないものとすること。

5 事業者は、 4の請負 人に対し、 次の事項を周知させなければならないものとすること。ただし、当

人が四アルキル鉛によって汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、二の事項

については、この限りでないものとすること。

該

請負

令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに従事する間、不浸透

性の保護衣、 保護手袋、 保護長靴及び帽子並びに送風マスクを使用する必要があること。

(__) 四アルキル鉛則第六条第一項第二号から第五号までの措置に係る作業に従事するときは、不浸透

性 の保護衣 保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用する必要があること。

6 は、 四ア 令別表第五第四号に掲げる業務のうち加鉛ガソリン用のタンクに係るものに労働者を従事させる ルキ ル 鉛則第六条の規定 (同条第一項第二号、 第三号及び第六号の規定を除く。)について

場合のほか、 当該業務の一部を請負人に請け負わせる場合について準用するものとすること。

- 7 事業者は、 令別表第五第五号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対
- 次の事項を周知させなければならないものとすること。
- 四アルキル鉛則第八条第一項第一号から第三号までの措置を講ずる必要があること。
- (__) 不浸透性の保護衣、 保護手袋及び保護長靴を使用する必要があること。
- 8 事業者は、 次 の事 項を周知させなければならないものとすること。 令別表第五第六号に掲げる業務の一 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対
- (-)四アルキル鉛則第九条第一項第一号の措置を講ずる必要があること。

Ļ

(__) るときは、不浸透性の保護衣、 四アルキル鉛則第九条第一項第一号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)に従事す 保護手袋及び保護長靴の使用並びに有機ガス用防毒マスクを携帯す

る必要があること。

(三) 保護手袋を使用する必要があること。 四アルキル鉛則第九条第一項第一号の措置に係る作業以外の作業に従事するときは、不浸透性の

9 事業者は、 令別表第五第七号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対

不浸透性の保護前掛け及び保護手袋を使用する必要がある旨を周知させなければならないものと

すること

10 事業者は、 地下室、 船倉又はピットの内部その他の場所であって自然換気の不十分なところにおい

て、 令別表第五第八号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、

掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとすること。

項第二号の換気の作業

四アルキル鉛則第十一条第一

る場合は、不浸透性の保護衣、 保護手袋、 保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒

マスクを使用すること。

(___) 四アルキル鉛則第十一条第一項第二号の換気の作業以外の作業に従事する場合は、不浸透性の保

護衣、 保護手袋、 保護長靴及び帽子並びに送風マスク (加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業に

あっては、 送風マスク又は有機ガス用防毒マスク)を使用すること。

事業者は、 令別表第五第八号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるとき(10の場合を除

11

(動力による換気の作業を除く。) に従事す

) は、 当該請負人に対し、作業場所に有機ガス用防毒マスクを備えるとともに、不浸透性の保護

衣、 保護手袋及び保護長靴を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

12 事業者は、 加鉛ガソリンを洗浄用その他内燃機関の燃料用以外の用途に使用する業務の一 部を請負

人に請 け負わせるときは、 当該請負人に対し、不浸透性の保護手袋を使用する必要がある旨を周知さ

せる措置を講じなければならない ものとすること。

13 事業者は、 兀 アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、

当該請負人に対し、

加鉛ガ

14 事業者は、 四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 身体又

ソリンを用いて手足等を洗ってはならない旨を周知させなければならないものとすること。

は衣類が四アルキル鉛によって汚染されたときは、直ちに過マンガン酸カリウム溶液により、 又は洗

浄用灯油及び石けん等により汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないものとするこ

کی

15

事業者は、 四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 その日

の作業を開始する前に、 保護具について四アルキル鉛則第十六条第一項各号の措置を講ずる必要があ

る旨を周知させなければならないものとすること。

16 事業者は、 四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、 作業終

了後、 速やかに、 使用した保護具、 作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されている

ものについては、 焼却その他の方法により廃棄し、 又は当該汚染を除去する必要がある旨を周知させ

なければならないものとすること。

17 事業者は、 令別表第五第一号、第二号又は第七号に掲げる業務の 一部を請負人に請け負わせるとき

は、 当該請負人に対し、 当該業務に従事する者 (労働者を除く。) ごとに二つの更衣用ロッカー

該業務を行う作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格納

するためのものとする必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

18 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、 作業終

了後、 速やかに洗身をする必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

19 事業者は、 兀 アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 次のい

ず れかに掲げる場合に該当するときは、遅滞なく医師の診断を受ける必要がある旨を周知させなけれ

ばならないものとすること。

身体が四アルキル鉛等により汚染されたとき(加鉛ガソリンにより汚染された場合であって、 兀

アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときを除く。)

- (二 四アルキル鉛等を飲みこんだとき
- (三) 四アルキ ル鉛の蒸気を吸入し、 又は加鉛ガソリンの蒸気を多量に吸入したとき

(四) 四ア ĺ キ ル鉛等業務に従事した場合であって、 四アルキル鉛則第二十二条第一項第四号に掲げる

症状が認められるとき

20

事業者は、 四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、 19 の 診

断 の結果、 異常が認められなかったときも、 その後二週間医師による観察を受ける必要がある旨を周

知させなければならないものとすること。

21 事業者は、 兀 アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 四アル

丰 ル 鉛中毒に か カ 0 てい る場合又は医師 の診断 の結果、 四アルキル鉛等業務に従事することが健康 \mathcal{O}

保持のために適当でないと医師が認めた場合は、 四アルキル鉛等業務に従事してはならない旨を周知

させなければならないものとすること。

設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、一の4の請負人が令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係る

ものに従事するとき(労働者が当該業務に従事する場合を除く。)は、 次の措置を講じなければなら

ないものとすること。

作業開始前に換気装置によりタンクの内部を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気

を続けること等について配慮すること。

者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮すること。

二 タンクの内部を見やすい箇所に、作業の状況を監視し、

2

事業者は、

人に請け負わせる場合は、 令別表第五第四号に掲げる業務のうち加鉛ガソリン用のタンクに係るものの一部を請負 当該請負人が作業を開始する前 (労働者が作業に従事する場合を除く。)

に、 換気装置によりタンクの内部の空気中におけるガソリンの濃度が○・一ミリグラム毎リットル以

下になるまで換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること等について配慮しなければな

異常があったときに直ちにその旨を事業

らないものとすること。

3 事業者は、 地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であって自然換気の不十分なところにおい

て、 令別表第五第八号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければ

ならないものとすること。

(-)労働者が作業に従事する場合を除き、 作業のはじめに換気装置により作業場所を十分に換気し、

かつ、 作業中も当該装置により換気を続けること等について配慮すること。

作業場所を見やすい箇所に、

作業の状況を監視し、

あったときに直ちにその旨を事業者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮すること。

加鉛ガソリンを洗浄用その他内燃機関の燃料用以外の用途に使用する業務の一部を請負

4

事業者は、

(二)

労働者が作業に従事する場合を除き、

人に請け負わせる場合であって、 四アルキル鉛則第十二条第一項第一号の規定により局所排気装置を

設けたときは、 当該請負人が当該業務に従事する間 (労働者が当該業務に従事するときを除く。)、

当該装置を稼働させること等について配慮する措置を講じなければならないものとすること。

5 事業者は、 一の17の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、一の17のロ ツ

カーを使用させる等、一の17の保護具及び作業衣が適切に格納されるよう必要な配慮をしなければな

らないものとすること。

三 注意事項等の掲

事業者は、 四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、 次の事項を、 見やすい場所に掲示しな

け ればならないものとすること。

- 1 四アルキル鉛等業務を行う作業場である旨
- 3

2

四ア

ルキル

鉛等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

- 四アルキル鉛等の取扱い上の注意事 項
- 4 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場においては有機ガス用防毒マスクを携帯し

なければならない旨

- 5 令別表第五第一号及び第二号の業務、 第三号の業務 (四アルキル鉛則第五条第一項第二号ただし書
- の場合を除く。)、第四号の業務 (四アル キル 鉛用及び 加鉛ガソリン用のタンクに係るもの に限 り、

カン 四アルキル鉛則第六条第一項第十号ただし書の場合 (四アルキル鉛則第七条第一項の規定によ

り準用する場合を含む。)を除く。)並びに第五号から第八号までの業務 (同号の業務にあっては、

地下室、 船倉又はピットの内部その他の場所であって自然換気の不十分なところで行う場合に限

る。)並びに四アルキル鉛則第十二条に規定する業務を行う作業場においては、有効な保護具を着用

しなければならない旨及び使用すべき保護具

四 立入禁止等

1 事業者は、 令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、 作業場所をそれ以外の作

業場所その他関係者が立ち入る場所から隔離する措置を講じなければならないものとすること。

2 事業者は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラム缶等があ

る場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他

の方法により禁止するとともに、 表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である

旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとすること。

3 事業者は、 兀 アルキル鉛則第二十条第一項各号のいずれかに掲げる場合には、 作業場所等において

四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、 当該作業場所等に関係労働者以外

の作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方

法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、 当該作業場所等が立入禁止であ

る旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとすること。

五 事故の場合の退避等

1 事業者は、 兀 アルキル鉛則第二十条第一項各号のいずれかに掲げる場合において四アルキル鉛中毒

に カ か るおそれ のあるときは、 直ちに、 作業を中止し、 作業に従事する者を作業場所等から退避させ

なければならないものとすること。

2 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が異常な症状を

訴え、 又は当該請負人について異常な症状を発見した場合において当該請負人が四アルキル 鉛中毒に

か かっているおそれのあるときは、 直ちに当該請負人を当該作業場所から退避させなければならない

ものとすること。

第五 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

事業者は、その製造する特定第二類物質等を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、

1

当該請負人に対し、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させなければならないものとする

ただし、 粉状の特定第二類物質等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない

のとすること。

2 事業者は、 その製造する特定第二類物質等を計量し、 容器に入れ、 又は袋詰めする作業の一 部を請

負 人に請け負わせる場合において、 特定化学物質障害予防規則 (以 下 「特化則」という。) 第四

項の規定によること及び隔離室での遠隔操作によることが著しく困難であるときは、 当該 S請負-

対し、 当該作業を当該特定第二類物質等が作業中の当該請負人の身体に直接接触しない方法により行

う必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

3 事業者は、 特化則第四条第三項及び第五条第一項の規定にかかわらず、特化則第六条の三第一項の

発散防· 止抑制措置に係る許可を受けるために同項に規定する第二類物質のガス、 蒸気又は粉じんの濃

止 度の測定を行う場合において、 抑制措置に係る第二類物質を製造し、 特化則第六条の二第一項第一号及び第二号の措置の 又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 ほ か、 当該発散防 当

該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じた上で、第二

類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置

を設けないことができるものとすること。

4 特化則第六条の三第一 項の許可を受けた事業者は、 当該許可に係る作業場についての特化則第三十

六条第一項の測定の結果の評価が特化則第三十六条の二第一 項の第 一管理区分でなかったとき及び第

管理区分を維持できないおそれがあるときは、 直ちに、 特化則第六条の三第五項第 号から第三号

までの措置 $\overline{\mathcal{O}}$ ほ か、 当該許可に係る作業場において作業に従事する者 (労働者を除く。)に対し、

効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとするこ

کے

5 事業者は、 特化則第二十二条第一項の作業を行うときは、 同項第二号から第十号までの措置のほ

か、次の措置を講じなければならないものとすること。

作業の方法及び順序を決定し、 あらかじめ、 これを作業に従事する者に周知させること。

作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 不浸透性の保護衣、 保護手袋

保護長靴、 呼吸用保護具等必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

6 事業者は、 特化則第二十二条の二第一項の作業を行う場合において、 同項の設備の溶断、 研磨等に

部を請負人に請け負わせるときは、 より特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、 当該請負人に対し、不浸透性の保護衣、 同項第一号から第六号の措置のほ 保護手袋、 か、 保護長靴 作業の一 呼

吸用 保護具等必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならない ものと

すること

7 事業者は、 特化則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、 第三管理区分に区分された場所

において作業に従事する者(労働者を除く。)に対し、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨

を周知させなければならないものとすること。

8 事業者は、 第一類物質又は第二類物質を製造し、 又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせる

ときは、 当該請負人に対し、 身体が第一 類物質又は第二類物質により汚染されたときは、 速やかに身

体を洗浄し、 汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

事業者は、 作業に従事する者 (労働者を除く。) に対し、 特定化学物質が漏えいした場合におい

9

て、 当該者が特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、 遅滞なく医師

による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

10 事業者は、 作業に従事する者 (労働者を除く。) に対し、 当該者が9の診察又は処置を受けた場合

を除き、 当該者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、 速やか

に医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

11 事業者は、 特定化学物質で皮膚に障害を与え、 若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこ

すおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業の一 部を請負

人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、不浸透性の保護衣、 保護手袋及び保護長靴並びに塗布

剤を備え付けておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させ

なければならないものとすること。

12 事業者は、 特化則第四十四条第二項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請 負人に対

保護眼鏡並 びに不浸透性の保護衣、 保護手袋及び保護長靴を使用する必要がある旨を周知させな

ければならないものとすること。

一設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、 その製造する特定第二類物質等を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、

ければならないものとすること。ただし、 一の1のただし書の場合は、 この限りでないものとするこ 当該請負人に対し隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮をしな

کے

2 事業者は、 特化則第八条第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人が当該作

業に従事する間 (労働者が当該作業に従事する場合を除く。) 、同項の局所排気装置又はプッシ

ル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しな

ければならないものとすること。

三 送給原材料等の表示及び注意事項等の掲示

1 事業者は、 特定化学設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる第三類物質

等の漏えい を防止するため、 見やすい位置に、 当該原材料その他の物の種類、 当該送給の対象となる

設備その他必要な事項を表示しなければならないものとすること。

事項を、見やすい箇所に掲示しなければならないものとすること。

- 特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (1)特化則第六条の三の規定による許可に係る作業場

(__)

次に掲げる場所にあっては、

有効な保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

- (2)(3)特化則第三十八条の七第一項第二号の規定により、 特化則第三十六条の二第一 項の規定による評価の結果、 厚生労働大臣の定めるところにより、 第三管理区分に区分された場所

作業場についての特化則第三十六条第一項又は労働安全衛生法第六十五条第五項の規定による測

定の結果に応じて、 労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場

(4)三酸化二アンチモン等を製造し、 又は取り扱う作業場であって、 特化則第三十八条の十三第二

項 の規定により、三酸化二アンチモン等のガス、 蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備

局 所排気装置又はプッシ ュプル型換気装置を設けない作業場

(5) 特化則第三十八条の二十第二項各号に規定する作業を行う作業場

- (6) 特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場
- (7) 特化則第三十八条の二十一第六項の規定により、厚生労働大臣の定めるところにより、 当該作

業場についての同条第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、 労働者に有効な呼吸用

保護具を使用させる作業場

四 立入禁止等

1 事業者は、 第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、 作業に

従事する者を作業場等から退避させなければならないものとすること。

2 事業者は、 1の場合には、 第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまで

の間、 作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、 禁止する旨を見やすい箇所に表示するこ

とその他の方法により禁止するとともに、 表示以外の方法により禁止したときは、 当該作業場等が立

入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとすること。

3 一号の設備のほか、 事業者は、 特別有 当該屋内で作業に従事する者のうち、 機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、 その貯蔵場所に、 貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所 特化則第二十五条第五 |項第

に立ち入ることを防ぐ設備を設けなければならないものとすること。

4 事業者は、 第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で作業に従事する者が喫煙

又は飲食することについて、 禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止

ている旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとすること。

するとともに、

表示以外の方法により禁止したときは、

当該作業場において喫煙又は飲食が禁止され

五 請負人等による遵守

1 特化則第三十七条第一 項の作業に従事した者は、 同項の休憩室に入る前に、 作業衣等に付着した物

を除去しなければならないものとすること。

2 四の4の作業場で作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないものとする

こと。

六 塩素化ビフェニル等の取扱い等に係る措置

1 事業者は、 塩素化ビフェニル等を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、 当

該請負人に対し、 塩素化ビフェニル等を容器に入れ、 又は容器から取り出すときは、 当該塩素化ビ

器具を使用させる等当該塩素化ビフェニル等が漏れないよう必要な配慮をしなければならないものと フ がある旨を周知させるとともに、 エニル等が漏れないよう、 当該容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行う必要 当該請負人に対し当該容器の注入口又は排気口に直結できる構造の

2 事業者は、 特化則第三十八条の七第一項のインジウム化合物等 (以下単に「インジウム化合物等」

という。)を製造し、 又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、

に、 同項第一 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等であって、インジウム化合物等の粉じんが発散 二号の測定の結果に応じて、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるととも

しないように容器等に梱包されていないものについては、付着したインジウム化合物等を除去した後

でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないものとすること。

3 事業者は、 コ] クス炉上において又はコークス炉に接して行うコークス製造の作業 の <u>一</u> 部 を請負

人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 次に掲げる措置を講じなければならないものとする

こと。

(-)要がある旨を周知させるとともに、 該請負人がコークス炉発散物により汚染されることを防止するため、 コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口のふたの開閉を当該請負人が行うときは、 隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよ 隔離室での遠隔操作による必 当

う必要な配慮を行うこと。

- 4 (__) 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるとき 八条の十二第一項第七号の事項について、 コ ークス炉上において、 又はコークス炉に接して行うコークス製造の作業に関し、 同号の作業規程により作業を行う必要がある旨を周知さ 特化則第三十
- は、 ンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならない モン等の粉じんが発散しないように容器等に梱包されていないものについては、付着した三酸化二ア 当該請負人に対し、 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等であって、三酸化二アンチ

5

ものとすること。

り、 て、 条の規定にかかわらず、三酸化二アンチモン等のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設 かつ、同条第三項第一号及び第二号に掲げる措置のほか、次の措置を講じたときは、 当該労働者が従事する作業が特化則第三十八条の十三第二項第二号イ又は口に該当するものであ 特化則第五

備、 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しないものとすること。

請負人に対し、 三酸化二アンチモン等を製造し、 有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させるこ 又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該

کی

(__) 以外の方法により禁止したときは、 について、 以外の者 特化則第三十八条の十三第二項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する者 (有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用している者を除く。)が立ち入ること 禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、 当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

十四第一項第一号、第三号、 事業者は、 臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、 第四号、 第六号、第七号イ、第八号、 第九号イ及びロ、第十号イからニ 特化則第三十八条の

6

まで並びに第十一号イによるほか、次に定めるところによらなければならないものとすること。

において当該請負人に対し送気マスク、 気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させたとき及び投薬作業の一部を請負人に請け負わせる場合 庫燻蒸作業又はコンテナー燻蒸作業を行う場合において、 投薬作業は、 倉庫、 コンテナー、船倉等の燻蒸しようとする場所の外から行うこと。ただし、 空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨 投薬作業を行う労働者に送気マスク、 倉 空

(二) 倉 庫、 る旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、 コンテナー、 船倉等の燻蒸中の場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、 表示以外の方法により 禁止す

を周知させたときは、

この限りでない。

せ、 禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。ただし、燻蒸の効 果を確認する場合において、 クを使用していることを確認し、 (労働者を除く。)を、 又は当該確認を行う者 当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。 (労働者を除く。) が送気マスク、 労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用さ かつ、 監視人を置い たときは、 空気呼吸器若しくは隔離式 当該労働者及び当該確認を行う者 防毒 マス

- (三) 倉庫燻蒸作業又はコンテナー燻蒸作業にあっては、次に定めるところによること。
- (1)する場所から投薬作業以外の作業に従事する者が退避したことを確認すること。 投薬作業を開始する前に、 目張りが固着していること及び倉庫又はコンテナーの燻蒸しようと
- (2)倉庫 が 一 部を燻蒸するときは、 当該倉庫内の燻蒸が行われていない場所に当該倉庫内で作業に

従事する者のうち、 燻蒸に関係する者以外の者が立ち入ることについて、 禁止する旨を見やすい

は、 当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

所に表示することその他の方法により禁止するとともに、

表示以外の方法により禁止したとき

箇

(3)倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所に扉等を開放した後初めて作業に従事する者を立ち入

らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入

らせる場合には、 あらかじめ、 当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行わ

れ ていない場所における空気中のエチレンオキシド、 酸化プロピレン、シアン化水素、 臭化メチ

ル 又は ホ ル ムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない

場所に係る測定は、

当該場所の外から行うこと。

(四) に表示することその他の方法により禁止するとともに、 ことを確認するまでの間、 サイロ燻蒸作業にあっては、 作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所 燻蒸したサイロには、臭化メチル等により汚染されるおそれのない 表示以外の方法により禁止したときは、 当

該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

(五) はしけ燻蒸作業にあっては、次に定めるところによること。

(1) 投薬作業を開始する前に、 居住室等に臭化メチル等が流入することを防止するための 目張 りが

着していることその他の必要な措置が講じられていること及び燻蒸する場所から作業に従事す

る者が退避したことを確認すること。

固

(2)する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に作業に従事する者を立ち入ら 燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に作業に従事

せる場合には、 当該場所又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、 酸化プロピレン、シ

アン化水素、 臭化メチル又はホル ムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、 当該

居住室等に係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

- (六) 本船燻蒸作業にあっては、次に定めるところによること。
- (1) 投薬作業を開始する前に、 燻蒸しようとする船倉がビニルシート等で密閉されていることを確
- (2)認 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初め 及び当該船倉から投薬作業以外の作業に従事する者が退避したことを確認すること。

て作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中 の船倉に隣接する居住室等に作業に従事する

者を立ち入らせる場合には、 ピレン、シアン化水素、 臭化メチル又はホ 当該船倉又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、 ・ルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合に 酸

口

お いて、当該居住室等に係る測定は、 労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒 マス

クを使用させるとき、又は当該測定を行う者(労働者を除く。)に対し送気マスク、 空気呼吸器

若しくは隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるときのほか、 当該居住室等の外

か ら行うこと。

(七) 特化則第三十八条の十四第一項第七号ニ、第十号へ又は第十一号ハの規定による測定の結果、 当

該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、 酸化プロピレン、シアン化水素、 臭化メチ

キシド、 空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用させ、 欄に掲げる値を超えるときは、 ル又はホルムアルデヒドの濃度が、同項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下 することが著しく困難であり、 を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、 酸化プロピレン、シアン化水素、 当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、 かつ、 当該場所の排気を行う場合において、 臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下と 又は作業に従事する者 (労働者を除く。 労働者に送気マスク、 禁止する旨 エチレンオ が送

ることができる。 いたときは、 当該労働者及び当該作業に従事する者(労働者を除く。)を、 当該場所に立ち入らせ

気マスク、

空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用していることを確認し、

7 接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等において燻蒸作業以外の作業に労働者を従事さ 事業者は、 倉庫、 コンテナー、 船倉等の臭化メチル等を用いて燻蒸した場所若しくは当該場所に隣

測定の結果、 当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、 酸化プロピレン、シアン化水

特化則第三十八条の十四第二項第一号の測定をしなければならない

ほか、

当該

せようとするときは、

かつ、

監視

人を置

素、 臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が同条第一項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、 当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについ

て、 禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとす

ること。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなときは、

限りでないものとすること。

8 事業者は、 ダイナマイトを製造する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負

特化則第三十八条の十五第一項各号に定めるところによる必要がある旨を周知させなければなら

ないものとすること。

9 事業者は、ベンゼン等を溶剤として取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負

人に対し、当該作業を身体にベンゼン等が直接接触しない方法により行う必要がある旨を周知させ、

か 当該作業を行う場所に、 特化則第三十八条の十六第一項の装置を設けなければならないものと

すること。ただし、ベンゼン等を溶剤として取り扱う設備を密閉式の構造のものとするときは、この

限りでないものとすること。

10 特化則第三十八条の十七第一項第一号の規定により、事業者が、同項の一・三―ブタジエン等(以

下単に「一・三―ブタジエン等」という。)のガスの発散源を密閉する設備、 局所排気装置又はプッ

シュプル型換気装置を設けることについては、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設

備、 局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時 の作業を行う

場合において、 全体換気装置を設け、 又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、 及び作業に従事する者

(労働者を除く。) に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等作業に従事する者の

健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、 この限りでないものとすること。

11 事業者は、特化則第三十八条の十七第一項の作業に労働者を従事させるときは、一・三―ブタジエ

は、 ン等を製造し、 同項第二号イ及びハの事項のほか、 若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に 次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならないものとす

ること。

一・三―ブタジェン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

特化則第三十八条の十七第一項第一号の規定により一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉

する設備、 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けない場合は、 当該作業

場所においては呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

12

密閉する設備 特化則第三十八条の十八第一項第一号の規定により、 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることについては、 事業者が、 硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を 硫酸ジ エチ ル等

の蒸気の発散源を密閉する設備、 局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の 設置 が著 しく困

な場合又は 臨 時 の作業を行う場合において、 全体換気装置を設け、 又は労働者に呼吸用保護具を使用

させ、 及び作業に従事する者 (労働者を除く。) に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知

させる等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでないものとすること。

触媒として取り扱う作業場所には、 事業者は、 特化則第三十八条の十八第一項の作業に労働者を従事させるときは、 同項第二号イ及びハの事項のほか、 次の事項を見やすい箇所に掲 硫酸ジエチル等を

13

示しなければならないものとすること。

- 硫 酸ジ エチル等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 特化則第三十八条の十八第一項第一号の規定により硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設

備 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けない場合は、 当該作業場所に

おいては呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

14 事業者は、 特化則第三十八条の十九第一項の一・三―プロパンスルトン等(以下単に「一・三―プ

口 パンスルトン等」という。)を製造し、 又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、 同項第一

号から第六号まで、第八号、 第九号、第十一号から第十七号まで並びに第十九号から第二十一号まで

に定めるところによるほか、 次に定めるところによらなければならないものとすること。

一・三―プロパンスルトン等を製造し、

該送給を誤ることによる一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、

当該原材料その他の物の種類、 当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

二・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置

する作業場以外の作業場で一・三―プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものに関係

者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法によ

り禁止するとともに、 表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見や

又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する者が当

すい箇所に表示すること。

項第十八号イ及びハのほか、

三 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、 特化則第三十八条の十九第一

次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならないものとすること。

- (1) 一・三―プロパンスルトン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (2)当該作業場にお いては有効な保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

るときは、当該請負人に対し、 事業者は、 一・三―プロパンスルトン等を製造し、 特化則第三十八条の十九第一項第二号及び第十一号から第十七号まで 又は取り扱う作業の一 部を請負 人に請け 負わ

15

の措置を講ずる必要がある旨、 第八号の規程により作業を行う必要がある旨並びに一・三―プロパン

を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。 スルトン等による皮膚の汚染防止のため、 保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、 保護手袋及び保護長靴

16 事業者は、 特化則第三十八条の二十第二項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負

わせるときは、 当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用する必要がある

旨を周知させなければならないものとすること。

17 事業者は、 特化則第三十八条の二十第二項第三号に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるとき

は、 当該請負人に対し、 特化則第三十八条の二十第四項各号に定めるところによる必要がある旨を周

知させなければならないものとすること。

18 事業者は、 金属アーク溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、

有効

な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

19 事業者は、 金属アー ク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業の

当該請負人に対し、

特化則第三十八条の二十一第六項に規定す

部を請負人に請け負わせるときは、

る測定の結果に応じて、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないも

のとすること。

第六 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

一 設備の設置等

1 事業者は、 潜水業務従事者 (潜水業務に従事する労働者 (以 下 「潜水作業者」という。) 及び潜水

業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者 (労働者を除く。) をいう。 以下同

に、空気圧縮機により送気するときは、 当該空気圧縮機による送気を受ける潜水業務従事者ご

送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽(以下「予

備空気槽」という。)を設けなければならないものとすること。

2 1 の送気を調節するための空気槽が高気圧作業安全衛生規則 (以 下 「高圧則」という。)第八条第

一項各号に定める予備空気槽の基準に適合するものであるとき、 又は当該基準に適合する予備ボンベ

を潜水業務従事者に携行させるときは、 1にかかわらず、 予備空気槽を設けることを要しない ものと

3 事業者は、 潜水業務従事者に空気圧縮機により送気する場合には、 送気する空気を清浄にするため

の装置のほか、 潜水業務従事者が圧力調整器を使用するときは送気圧を計るための圧力計を、 それ以

外 のときはその送気量を計るための流量計を設けなければならないものとすること。

4 事 業者は、 気こう室において高圧室内業務従事者 及び高圧室内業務の (高圧室内業務に従事する労働者 (以 下 「高圧室

部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する

内作業者」という。)

者 (労働者を除く。) をいう。 以下同じ。) に加圧を行うときは、毎分○・○八メガパスカル以下の

速度で行わなければならないものとすること。

5 事業者は、 高圧室内業務の一部を請け負わせた場合、気こう室において当該高圧室内業務に従事す

る者 (労働者を除く。)に減圧を行うときは、高圧則第十八条第一項各号に定めるところによらなけ

ればならないものとすること。

6 5について、 潜水業務の一 部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者 (労働者を除

く。)について準用するものとすること。

7 事業者は、 事故のために高圧室内業務従事者を退避させ、 又は健康に異常を生じた高圧室内業務従

事者を救出するときは、 必要な限度において、高圧則第十八条に規定する減圧の速度を速め、 又は同

条に規定する減圧を停止する時間を短縮することができるものとすること。

8 は救出した後、 事業者は、 7により減圧の速度を速め、又は減圧を停止する時間を短縮したときは、 速やかに当該高圧室内業務従事者を再圧室又は気こう室に入れ、 当該高圧室内業務に 退避させ、又

係る圧力に等しい圧力まで加圧しなけ ればならないものとすること。

事業者は、気こう室において、 高圧室内業務従事者に減圧を行うときは、 次の措置を講じなければ

9

ならないものとすること。

- 一 気こう室の床面の照度を二十ルクス以上とすること。

気こう室内の温度が十度以下である場合には、

高圧室内業務従事者に毛布その他の適当な保温用

具を使用させること。

(三) 減圧に要する時間が一時間を超える場合には、 高圧室内業務従事者に椅子その他の休息用具を使

用させること。

10 事業者は、 空気圧縮機又は手押ポンプにより潜水業務従事者に送気するときは、潜水業務従事者ご

とに、その水深の圧力下における送気量を、毎分六十リットル以上としなければならないものとする

こと。

11 10にかかわらず、事業者は、潜水業務従事者に圧力調整器を使用させる場合には、 潜水業務従事者

ごとに、その水深の圧力下において毎分四十リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使

用し、 かつ、送気圧をその水深の圧力に○・七メガパスカルを加えた値以上としなければならないも

のとすること。

12 事業者は、 潜水業務従事者に携行させたボンベ(非常用のものを除く。以下この12、 15並びに二の

3及び4において同じ。)からの給気を受けさせるときは、 次の措置を講じなければならないものと

すること。

潜降直前に、 潜水業務従事者に対し、 当該潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知

らせること。

13

事業者は、

(__) 潜水業務従事者に異常がないかどうかを監視するための者を置くこと。

させるときは、二段以上の減圧方式による圧力調整器を潜水業務従事者に使用させなければならない

潜水業務従事者に圧力一メガパスカル以上の気体を充てんしたボンベからの給気を受け

ものとすること。

14 事業者は、 潜水業務を行うときは、 潜水業務従事者が潜降し、及び浮上するためのさがり綱を備

え、 これを潜水業務従事者に使用させなければならないものとすること。

15 事業者は、 空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ (潜水業務従事

者に携行させたボンベを除く。)からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、 潜水業務従事者と

連絡するための者(二の3において「連絡員」という。)を、 潜水業務従事者二人以下ごとに一人置

き、 次の事項を行わせなければならないものとすること。

- 潜水業務従事者と連絡して、その者の潜降及び浮上を適正に行わせること。
- (__) 潜水業務従事者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連

絡して、 潜水業務従事者に必要な量の空気を送気させること。

潜水業務従事者に連絡すること。

(三)

送気設備

の故障その他の事故により、

危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、

速やかに

(四) ヘルメット式潜水器を用いて行う潜水業務にあっては、 潜降直前に当該潜水業務従事者のヘル

メットがかぶと台に結合されているかどうかを確認すること。

事業者は、 高圧室内業務又は潜水業務を行うときは、高圧室内業務従事者又は潜水業務従事者につ

16

いて救急処置を行うため必要な再圧室を設置し、 又は利用できるような措置を講じなければならない

ものとすること。

請負人等に対する周知

- 1 事業者は、気こう室において高圧室内業務従事者に減圧を行うときは、あらかじめ、 当該減圧に要
- する時間を当該高圧室内業務従事者に周知させなければならないものとすること。
- 2 事業者は、 (労働者を除く。) に対し、 高圧室内業務を行うときは、 潜 函、かん 高圧室内業務の一 部を請け負わせた場合、 高圧室内業務に

潜鐘、

圧気シールド等の内部において溶接等

の作業を

従事する者

- 行ってはならない旨を周知させなければならないものとすること。 ただし、 作業の性質上やむをえな
- い場合であって圧力○・一メガパスカ ル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うとき、 又は
- 高 圧 則第二十五条の二第二項の厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときは、
- 限りでないものとすること。
- 3 事業者は、 高圧則第三十七条第一項の潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事
- (労働者を除く。)が、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボン
- ベ (当該者に携行させたボンベを除く。) からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、 当該者に
- 対 信号索、 水中 -時計、 水深計及び鋭利な刃物 (当該者と連絡員とが通話装置により通話すること
- ができるときにあっては、 鋭利な刃物) を携行する必要がある旨を周知させなければならないものと

すること。

4 事業者は、 携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務の一部を請け負わせた場合における

潜水業務に従事する者(労働者を除く。)に対し、 水中時計、 水深計及び鋭利な刃物を携帯するほ

救命胴衣又は浮力調整具を着用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

三 請負人等に対する掲示

か、

高圧則第二十一条第二項の通話装置が故障した場合においても連絡することができる方法

を定めるとともに、 当該方法を見やすい場所に掲示しておかなければならないものとすること。

四 立入禁止

作業室内において発破を行ったときは、 高圧室内業務従事者が作業室内の空気が発破前の

状態に復する前に入室することについて、作業室内の空気が発破前の状態に復するまで入室してはなら

ない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとすること。

五 設備の稼働等の配慮

1 事業者は、 高圧室内業務の一部を請け負わせた場合、 当該高圧室内業務に従事する者 (労働者を除

が高圧室内業務に従事する間(高圧室内作業者が高圧室内業務に従事するときを除く。)、作

業室及び気こう室における高圧則第十五条各号に掲げる気体の分圧がそれぞれ当該各号に定める分圧

の範囲に収まるように、作業室又は気こう室への送気、換気その他の必要な措置を講ずること等につ

いて配慮しなければならないものとすること。

2 事業者は、 高圧室内業務の一部を請け負わせた場合、 当該高圧室内業務に従事する者 (労働者を除

が高圧室内業務に従事する間 (高圧室内作業者が高圧室内業務に従事するときを除く。)、高

圧則第十六条の厚生労働大臣が定める方法により求めた酸素ばく露量が、 同条の厚生労働大臣が定め

る値を超えないように、 作業室又は気こう室への送気その他の必要な措置を講ずること等について配

慮しなければならないものとすること。

3 1及び2について、潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者 (労働者を

除く。)について準用するものとすること。

4 事業者は、 高圧室内業務の一部を請け負わせた場合、 当該高圧室内業務に従事する者 (労働者を除

が高圧室内業務に従事する間 (高圧室内作業者が高圧室内業務に従事するときを除く。) 、作

業室における有害ガスによる高圧室内作業者の危険及び健康障害を防止するため、換気、 有害ガスの

測定その他必要な措置を講ずること等について配慮しなければならないものとすること。

六 事故の場合の退避等

1 事業者は、 作業室及び気こう室において令第六条第一号の高圧室内作業の一 部を請け負わせた場合

にお ける高圧室内作業に従事する者(労働者を除く。) が健康に異常を生じたときは、 必要な措置を

講じなければならないものとすること。

2 事業者は、 送気設備 の故障、 出水その 他の事 故により危険又は健康障害の生ずるおそれがあるとき

は、 高圧室内業務従事者を潜函 潜鐘、 圧気シールド等の外部へ退避させなければならないものとす

ること。

3 事業者は、 2の場合には、 送気設備の異常の有無、 潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態その

他 の事 項について点検し、危険又は健康障害を生ずるおそれがないことを確認した後でなけ れば、 特

に指名した者以外の者を潜函、 潜鐘、 圧気シールド等に入れてはならないものとすること。

4 事業者は、 作業室内を排気して潜函を沈下させるときは、 高圧室内業務従事者を潜函の外部 **'**退避

させなければならないものとすること。

5 七条において読み替えて準用する高圧則第十八条第一項第一号に規定する浮上の速度を速め、 事業者は、 事故のために潜水業務従事者を浮上させるときは、 必要な限度において、 高圧則第二十

項第二号に規定する浮上を停止する時間を短縮することができるものとすること。

6 事業者は、 5により浮上の速度を速め、 又は浮上を停止する時間を短縮したときは、 浮上後、 速や

カゝ に5の潜水業務従事者を再圧室に入れ、 5の潜水業務の最高 \mathcal{O} 水深における圧力に等しい 圧力まで

加圧し、 又は当該潜水業務の最高の水深まで再び潜水させなければならないものとすること。

7 6により当該潜水業務従事者を再圧室に入れて加圧する場合の加圧の速度については、一の4を準

用するものとすること。

七 作業に従事する者の人員の点検

事業者は、 令第六条第一 号の高圧室内作業の一部を請け負わせた場合、 当該高圧室内作業に従事する

者 (労働者を除く。) が作業室に入室し、 又は作業室から退室するときに、 当該高圧室内作業に従事す

る者 (労働者を除く。) の人数を点検しなければならないものとすること。

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、 電離放射線障害防止規則 (以下「電離則」という。) 第三条第一項各号のいずれかに該

当する区域 (以下「管理区域」という。) 内における放射線業務の 部を請負人に請け負わせるとき

は、 当該請負人に対し、 当該業務に従事する者の受ける実効線量が電離則第四条第一 項に規定する限

度を超えないようにする必要がある旨及び当該業務に従事する女性 (妊娠する可能性が ない

れたもの及び3の女性を除く。)の受ける実効線量については、 同項の規定にかかわらず、 同条第二

項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

2 事業者は、 当該業務に従事する者の受ける等価線量が、 管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 電離則第五条に規定する限度を超えないようにする 当該請負人に対

必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

3 事業者は、 当該業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき電離則第六条 管理区域内における放射線業務の 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負 人に対

各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨

を周知させなければならないものとすること。

4 事業者は、 電離則第七条第一項の緊急作業 (以下単に「緊急作業」という。) の一部を請負人に請

け負わせるときは、 当該請負人に対し、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診

断された女性については、 1及び2にか かわらず、 1及び2の限度を超えて放射線を受けることがで

きる旨を周知させなければならないものとすること。

5 4の場合において、 事業者は、 4の請負人に対し、 4の緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能

性がないと診断された女性が当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、 電離則第七条第二項各号に

掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知

させなければならないものとすること。

6 事業者は、 電離則第七条の二第三項の特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請

負人に対し、 当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、 同条第一 項の特例緊急被ばく限度

を超えないようにする必要がある旨及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、 放射線を受ける

ことをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知させなければらないものとすること。

7 事業者は、 管理区域内における放射線業務、 緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業 (以 下

「放射線業務等」という。)の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 当該放射線

業務等に従事する者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を

電離則第八条第二項から第五項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければ

ならないものとすること。

8 事業者は、 放射線業務等の一 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 電離 則第八条

第三項ただし書の場合を除き、 管理区域内において、 放射線測定器を装着する必要がある旨を周知さ

せなければならないものとすること。

9 事業者は、 電離則第十八条の十の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、

遮へい 物を設ける等の措置を講じ、 かつ、 鉗子等を使用することにより当該作業に従事する者と放射

線源 との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

事業者は、 電離則第三十条第一項の汚染の除去又は清掃に係る作業の一部を請負人に請け負わせる

10

ときは、 当該請負人に対し、同項の検査により、同項の用具が電離則別表第三に掲げる限度を超えて

汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、使用してはならない旨を周知させ

なければならないものとすること。

11 事業者は、 電離則第三十八条第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対

その空気の汚染の程度に応じて防じんマスク、 防毒マスク、 ホ ースマスク、 酸素呼吸器等の有効

な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

電離則第三十九条第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、

12

事業者は、

汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を使用する必要がある旨を周知させなけれ

ばならないものとすること。

13 事業者は、 電離則第四十条の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、

の作業衣を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

14 事業者は 11 から13までの作業の一 部を請負人に請け負わせる場合においては、 当該請負 人に対

11から13までにより当該作業に従事する者が使用する保護具又は作業衣が電離則別表第三に掲げ

当該請負人に対

る限度を超えて汚染されていると認められるときは、 あらかじめ洗浄等により同表第三に掲げる限度

以下になるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならないものとする

15 処分事業者は、 電離則第四十一条の三の事故由来廃棄物等 (以下単に「事故由来廃棄物等」とい

う。)を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせる場合であって、 事故由来廃棄物等の飛沫又は粉

末が飛来するおそれのあるときは、 当該請負人に対し、汚染を防止するために有効な保護衣類、 手袋

又は履物を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

電離則第四十一条の十一第一項の規程を定めたときは、

労働者のほか、 同項の作業の一部を請け負わせた場合における請負人に周知させなければならないも

16

事業者は、

17 事業者は、 電離則第四十一条の十二第一項の規程を定めたときは、 同項各号の事項について、 関係

労働者のほ か、 同項の作業の一部を請け負わせた場合における請負人に周知させなければならないも

のとすること。

同項各号の事項について、

関係

事業者は、 電離則第四十一条の十三第一項の規程を定めたときは、 同項各号の事項について、 関係

労働者のほか、 同項の作業の一部を請け負わせた場合における請負人に周知させなければならない

のとすること。

19 事業者は、 放射線業務等の一部を請負人に請け負わせる場合においては、 当該請負人に対し、 当該

放射線業務等に従事する者が電離則第四十四条第 項各号のいずれかに該当するときは、 速やか に医

師 の診 察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

20 事業者は、 放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 電離則第四十

五条第一項に規定する区域が生じた場合であって、 当該放射線業務等に従事する者がその区域内にい

たことによって、又は緊急作業に従事したことによって受けた同項の実効線量又は等価線量が明らか

でないときは、三の4の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、 空気中の 放射 性物

質の濃度又は放射性物質 の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、 その結果に基づいて、 計算によ

り同 項 の実効線量又は等価線量を算出する必要がある旨を周知させなければならないものとするこ

21 事業者は、 20の請負人に対し、 20の線量当量率を放射線測定器を用いて測定することが著しく困難

なときは、 20にかかわらず、 計算により算出することができる旨を周知させなければならないものと

すること

22 事業者は、 電離則第五十四条第一項の測定又は同条第二項の計算による結果を、 見やすい場所に掲

示する等の方法によって、 管理区域に立ち入る者に周知させなければならないものとすること。

一 管理区域における注意事項等の掲示

事業者は、 管理区域内の 見やすい場所に、 電離則第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事

項、 放射性物質の取扱い上の注意事項、 事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康

障害の防止に必要な事項を掲示しなければならないものとすること。

三 立入禁止等

1 事業者は、 電離則第十五条第一項ただし書の規定により、 工業用等のエ ックス線装置又は放射性物

質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用するときは、 その 工 ックス線管の焦点又は放

射線源及び被照射体から五メートル以内の場所 (外部放射線による実効線量が一週間につき一ミリ

シーベルト以下の場所を除く。)に、作業に従事する者を立ち入らせてはならないものとすること。

ただし、放射性物質を装備している機器の線源容器内に放射線源が確実に収納され、かつ、シャッ

ターを有する線源容器にあっては当該シャッターが閉鎖されている場合において、 線源容器から放射

線源を取り出すための準備作業、 線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るとき

は、この限りでないものとすること。

2 事業者は、 1により作業に従事する者が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しな

ければならないものとすること。

3 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのあ

る作業場で作業に従事する者が喫煙し、 又は飲食することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表

示することその他の方法により禁止するとともに、 表示以外の方法により禁止したときは、 当該作業

場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない

ものとすること。

4

事業者は、 電離則第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、 その事故に

よって受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、 作業に従事す

る者を退避させなければならないものとすること。

5 事業者は、 作業に従事する者を4の区域に立ち入らせてはならないものとすること。ただし、

作業に従事する者については、この限りでないものとすること。

四 事業者が講ずべき透過写真の撮影時の措置等

事 業者は、 電離則第十五条第一項ただし書の規定により、 特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガ

透過写真の撮影に用いられるものをいう。)を放射線装置室以

ンマ線照射装置

(ガンマ線照射装置で、

外の場所で使用するとき(被ばくのおそれがないときを除く。)は、放射線を、 作業に従事する者が立

ち入らない方向に照射し、 又は遮へいする措置を講じなければならないものとすること。

五. 請負人に対する保護具の使用に係る周知をさせた場合における適用除外

電離則第二十六条本文の規定により、 事業者が板、 幕等の設備を設けなければならないことについて

は、 同条の設備を設けることが作業の性質上著しく困難な場合において、 当該作業に従事する労働者に

電離則第三十九条第一項に規定する保護具を使用させたときのほか、 当該作業の一部を請負人に請け負

わせる場合にあっては、当該請負人に対し、 当該保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、

この限りでないものとすること。

六 請負人等による退去時の汚染検査等に係る規定の遵守

1

管理区域

れ るおそれのあるものに限る。 以下この1から4までにおいて同じ。)において作業に従事する者

(労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染さ

(労働者を除く。) は、 その区域から退去するときは、 電離則第三十一条第一項の汚染検査場所にお

いて、 その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならないものとすること。

2 管理区域において作業に従事する者(労働者を除く。)は、1の検査によりその身体又は装具が電

離則別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、 電離則第三十一

項の汚染検査場所において、その汚染が当該限度の十分の一以下になるように洗身等をし、

は装具を脱ぎ、 若しくは取り外さなければ、 その区域から退去してはならないものとすること。

3 管理 区域にお いて作業に従事する者 (労働者を除く。) は、 管理区域 から持ち出す物品について

は、 持ち出しの際に、 電離則第三十一条第一項の汚染検査場所において、 その汚染の状態を検査しな

ければならないものとすること。

4 管理区域において作業に従事する者(労働者を除く。)は、3で検査した物品が電離則別表第三に

掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、 いものとすること。ただし、 電離則第三十二条第二項ただし書に規定するときは、この限りでないも 当該物品を持ち出してはならな

のとすること。

5 三の3の作業場で作業に従事する者は、 当該作業場で喫煙し、 又は飲食してはならないものとする

ر ك °

七準用

1 0) 10から14まで、三の3及び六の1から5までは、処分事業者に準用するものとすること。

2 一の4、5、7、8、 11、12、14及び19から21まで並びに三の1の本文及び3から5までは、

線業務を行う事業場内において放射線業務以外の業務を行う事業の事業者 (東日本大震災により生じ

た放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 (第十

において「除染則」という。)第二条第一項の事業者を除く。)及びその使用する労働者に準用す

るものとすること。

第八 酸素欠乏症等防止規則の一部改正

請負人等に対する周知

1 事業者は、 酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合で、 爆発、 酸化等を防止するため

換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、 当該請負人に対

空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合で、

するおそれのあるときは、 当該請負人に対し、 酸素欠乏症等防止規則 (二の4において 「酸欠則」と

2

事業者は、

いう。)第六条第一項の要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させなければなら

ないものとすること。

3 事業者は、 酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、 当該請負人に対し、

酸素欠乏症等にかかったときは、 直ちに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなけれ

ばならないものとすること。

酸素欠乏症等にかかって転落

1 事業者は、 酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人が当該作業に従事

する間 (労働者が当該作業に従事するときを除く。)、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を

十八パ ーセント以上 (第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、 空気中の酸素 の濃度を十八

パーセント以上、 かつ、 硫化水素の濃度を百万分の十以下)に保つように換気すること等について配

慮しなければならないものとすること。 ただし、 爆発、 酸化等を防止するため換気することができな

1 場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、 この限りでないものとすること。

2 事業者は、 1により換気するときは、 純酸素を使用してはならないものとすること。

事業者は、 冷蔵室、 冷凍室、むろその他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業の一部

3

を請負人に請け負わせるときは、 当該施設若しくは設備の出入口の扉若しくはふたが内部から容易に

開くことができる構造のものである場合又は当該施設若しくは設備の内部に通報装置若 しくは警報装

置が設けられている場合を除き、 当該請負人が作業に従事する間 (労働者が作業に従事するときを除

当該施設又は設備の出入口の扉又はふたが締まらないような措置を講ずること等について配

慮しなければならないものとすること。

4 事業者は、ボイラー、タンク、反応塔、 船倉等の内部で令別表第六第十一号の気体を送給する配管

があるところにおける作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する

(労働者が当該作業に従事するときを除く。)、酸欠則第二十二条第一項各号の措置を講ずること

等について配慮しなければならないものとすること。

間

5 事業者は、 その内部の空気を吸引する配管(その内部の空気を換気するためのものを除く。) に通

ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、 当該請負人が作業に従事する間 (労働者が作業に従事するときを除く。)、当該施

設又は設備の出入口のふた又は扉が締まらないような措置を講ずること等について配慮しなければな

らないものとすること。

三 請負人の人員の点検

事業者は、 酸素欠乏危険作業の 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人が当該作業を行う場

所に入場し、 及び退場する時に、人員を点検しなければならないものとすること。

四 立入禁止等

事業者は、 酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、 酸素欠乏危険作業に従事

する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示す

ることその他の方法により禁止するとともに、 表示以外の方法により禁止したときは、 当該場所が立入

禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとすること。

五 請負人等による立入禁止の遵守

酸 「素欠乏危険作業に従事する者以外の者は、 四により立入りを禁止された場所には、 みだりに立ち

入ってはならないものとすること。

六 酸素欠乏等のおそれが生じた場合の退避等

1 事業者は、 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、 当該作業を行う場所において酸素欠乏

等のおそれが生じたときは、 直ちに作業を中止し、 作業に従事する者をその場所から退避させなけれ

ばならないものとすること。

2

事業者は、 酸素欠乏症等にかかった作業に従事する者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に

労働者を従事させるときは、 当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければなら

ないものとすること。

3 事業者は、 酸素欠乏症等にかかった作業に従事する者を酸素欠乏等の場所において救出する作業

を、 酸素欠乏等の場所において作業に従事する者 (労働者を除く。) が行うときは、 当該救出作業に

従事する者に対し、 空気呼吸器等の使用が必要である旨を周知させなければならないものとするこ

کے

七 溶接及びガス配管工事に係る措置

1 事業者は、タンク、 ボイラー又は反応塔の内部その他通風が不十分な場所において、アルゴン、炭

酸ガス又はヘリウムを使用して行う溶接の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 次のいずれか

の措置を講じなければならないものとすること。

(-)請負人が作業に従事する間 (労働者が作業に従事するときを除く。)、作業を行う場所の空気中

 \mathcal{O} 酸 素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮すること。

(___) 請負人に対し、 空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。

2 事業者は、 地下室又は溝の内部その他通風が不十分な場所において、メタン、エタン、プロパン若

しくはブタンを主成分とするガス又はこれらに空気を混入したガスを送給する配管を取り外し、 又は

取り付ける作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならないものとする

کے

配管を取り外し、 又は取り付ける箇所にこれらのガスが流入しないように当該ガスを確実に遮断

すること。

(二) 請負人が作業に従事する間 (労働者が作業に従事するときを除く。)、作業を行う場所の空気中

の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮し、又は当該請負人

に空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。

第九 粉じん障害防止規則の一部改正

請負人に対する保護具の使用に係る周知をさせた場合における適用除外等

1 粉じん障害防止規則 (以 下 「粉じん則」という。)第四条、 第六条の二から第六条の四までの規定

は、 粉じん則第七条第一項各号のいずれかに該当する場合であって、 事業者が、 当該特定粉じん作業

使用させたときのほか、 る作業を行う場合にあっては、 に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具(粉じん則別表第三第一号の二又は第二号の二に掲げ 人に対し、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、 当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、 電動ファン付き呼吸用保護具に限る。以下この1において同じ。)を 適用しないものとする

2 表第三第三号の二に掲げる作業を行う場合にあっては、 粉じ ん則第五条から第六条の四までの規定は、 事業者が、 当該粉じん作業に従事する労働者に対し、 粉じん則第七条第二項各号のいずれかに該当する場 電動ファン付き呼吸用保護具に限る。 有効な呼吸用保護具 (粉じん則別 以下こ

用しないものとすること。 において、 の2において同じ。)を使用させたときのほか、 当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、 当該粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合 適

3 該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、 粉じん則第四条の規定は、 粉じん則第八条各号のいずれかに該当する場合であって、 有効な呼吸用保護具を使用させたときのほか、 事業者が、 当該特定 当

は、 粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、 使用する必要がある旨を周知させたときは、 屋内作業場にあっては全体換気装置による換気を、 適用しないものとすること。この場合において、 坑内作業場にあっては換気装置による換気を 当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具を 事業者

実施しなければならないものとすること。

4 該清掃 て、 する必要がある旨を周知させたときは、その他の方法により清掃を行うことができるものとするこ 粉じ 事業者が、 の一部を請負人に請け負わせる場合において、 んの 飛散 当該清掃に従事する労働者に対し、 しない方法により粉じん則第二十四条第二項の清掃を行うことが困難 有効な呼吸用保護具を使用させたときの 当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具を使用 な場合にお ほ カゝ 当

一 請負人等に対する周知

ک

1 にあっては、 粉じん則第九条に規定する場合において、 有効な呼吸用保護具を使用させるほ 当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させ、 か、 当該特定粉じん作業の 事業者は、 当該特定粉じん作業に従事する労働者に対 部を請負 人に請 け負わ かつ、 せる場合 屋

内作業場にあっては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあっては換気装置による換気を実施し

なければならないものとすること。

2 事業者は、 粉じん則第二十六条の三第一項の場所において作業に従事する者 (労働者を除く。)に

対し、 当該場所については、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならな

いものとすること。

3 事業者は、 粉じん則別表第三に掲げる作業 (粉じん則第二十七条第二項に規定する作業を除く。)

0) 部を請負人に請け負わせるとき(粉じん則第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除

は、 当該請負人に対し、 有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければなら

ないものとすること。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、 局所排気装置又はプッシュプル 型換

気装置の設置、 粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であって、 当該作業に

係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、 この限りでないものとすること。

4 事業者は、 粉じん則別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業の一 部を請負人

に請け負わせるとき(粉じん則第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)は、 粉じ

ん則第二十七条第二項の厚生労働大臣の定めるところにより、同項の測定の結果に応じて、当該請負

人に対し、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない

ものとすること。

三 設備の稼働等に係る配慮等

1 事業者は、 粉じん則第十二条第一項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負

人が当該粉じん作業に従事する間 (労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。)、同項の 局所

排気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなけれ

ばならないものとすること。

2 1については、粉じん則第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるプッシュプル型

換気装置について準用するものとすること。

3 事業者は、 粉じん則第十五条の特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人

が当該特定粉じん作業に従事する間 (労働者が当該特定粉じん作業に従事するときを除く。)、 同条

の衝撃式削岩機に有効に給水を行うこと等について配慮しなければならないものとすること。

事業者は、粉じん則第十六条の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人が当

4

該粉じん作業に従事する間 (労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。)、 同条の設備によ

粉じんの発生源を湿潤な状態に保つこと等について配慮しなければならないものとすること。

兀 粉じん作業に従事した者による休憩設備の使用に係る規定の遵守

粉じん作業に従事した者は、 粉じん則第二十三条第一 項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着し

た粉じんを除去しなければならないものとすること。

五 立入禁止等

事業者は、 ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、 発破の作業を行ったときは、 作

業に従事する者が発破による粉じんが適当に薄められる前に発破をした箇所に近寄ることについて 発

破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に近寄ってはならない旨を見やすい箇

所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとすること。

第十 石綿障害予防規則の一 部改正及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正

一請負人等に対する周知

1 い旨を周知させなければならないものとすること。ただし、 請け負わせるときは、 おいて「石綿含有成形品」という。)を建築物、 事業者は、 成形された材料であって石綿等が使用されているもの 当該請負人に対し、 切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならな 工作物又は船舶から除去する作業の一部を請負人に 切断等以外の方法により当該作業を実施 (石綿含有保温材等を除く。 2 に

2 事業者は、 切断等以外 の方法により石綿含有成形品を建築物、 工作物又は船舶から除去する作業を

この限りでないものとすること。

することが技術上困難なときは、

実施することが技術上困難な場合において、 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散 しやす

1 .ものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、 石綿障害

予防規則 部を請負人に請け負わせるときは、 (以下「石綿則」という。) 第六条の二第二項第一号及び第二号の措置のほか、 当該請負人に対し、 当該措置を講ずる必要がある旨を周知させ 当該作業の

る措置を講じなければならないものとすること。ただし、 これらの措置と同等以上の効果を有する措

置を講じたときは、この限りでないものとすること。

2について、 事業者が建築物、 工作物又は船舶の壁、 柱、 天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材

3

を電動工具を使用して除去する作業の一部を請負人に請け負わせる場合について準用するものとする

کے

4 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置

された工作物 (石綿則第十条第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付け

られた石綿含有保温剤等が損傷、 劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、 及び労働者がその粉じん

にばく露するおそれがある場合において、 労働者以外の者が就業するときは、 労働者以外 の者に対

呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用が必要である旨を周知させなければならない

ること。

5 事業者は、 石綿則第十三条第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるとき

は、 当該請負人に対し、 石綿等を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない

ものとすること。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、 除じん性能

を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければ

ならない旨を周知させなければならないものとすること。

事業者は、 石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 次

6

- に掲げるものを使用する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。
- 呼吸用保護具 (吹付石綿等除去作業の一部を請負人に請け負わせるときは、電動ファン付き呼吸

用保護具に限る。)

二 作業衣又は保護衣

7 事業者は、 石綿等を取 いり扱い (試験研究のため使用する場合を含む。 以下同じ。)、若しくは試

研 究 のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の一部を請負人に請け負わせるとき

は、 包されていないものについては、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならな 当該請負人に対し、 当該作業に使用した器具、工具、足場等であって、 廃棄のため、 容器等に梱

い旨を周知させなければならないものとすること。

8 事業者は、 石綿則第三十七条第一項の評価の結果、 第三管理区分に区分された場所において作業に

従事する者 (労働者を除く。) に対し、 当該場所については、有効な呼吸用保護具の使用が必要であ

る旨を周知させなければならないものとすること。

9 事業者は、 労働者以外の者が4、6及び石綿則第四十八条第六号に規定する保護具等を使用したと

きは、 当該者に対し、 他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させなければならないも

のとすること

10 事業者は、 9の保護具等を使用した者であって、 労働者以外のものに対し、 当該保護具等であっ

廃棄のため、 容器等に梱包されていないものについては、 付着した物を除去した後でなければ作

業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないものとすること。

一 事前調査結果等の掲示

1 事業者は、 建築物、 工作物又は船舶 (鋼製の船舶に限る。) の解体又は改修 (封じ込め又は囲い込

みを含む。) の作業を行う作業場には、 石綿則第三条第六項各号に掲げる事項を、見やすい箇所に掲

示しなければならないものとすること。

2 事業者は、 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製

造する作業場には、 石綿則第三十四条第一号及び第三号の事項のほか、 次の事項を、 見やすい箇所に

掲示しなければならないものとすること。

- () 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (___) 当該作業場においては呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用しなければならない旨並びに使

三 設備の稼働等に係る配慮

用すべき呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣

1 事業者は、 石綿等に係る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人が当該作業に従事

する間 (労働者が当該作業に従事するときを除く。)、石綿則第十二条第一項の規定により設け る局

すように稼働させること等について配慮しなければならないものとすること。

所排気装置又はプッシュプル型換気装置を石綿則第十七条第一項の厚生労働大臣が定める要件を満た

2 事業者は、 一の9のときは、必要に応じ、一の9の保護具等を使用した者であって、 労働者以外の

t のに対し、 使用した保護具等を他の衣服等から隔離して保管させる等適切に保管が行われるよう必

要な配慮をしなければならないものとすること。

四 立入禁止等

1 事業者は、 石綿等を取り扱い、 若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製

造する作業場には、当該作業場において作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、禁止す 止したときは、 る旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁 当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする

2 事業者は、 石綿等を取り扱い、 若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製

造する作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、 禁止する旨を見やすい箇所に表示

することその他の方法により禁止するとともに、 表示以外の方法により禁止したときは、 当該作業場

において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないも

のとすること。

五 請負人等の立入禁止の遵守等

1 兀 \mathcal{O} 1の作業場において作業に従事する者以外の者は、 当該作業場に立ち入ってはならないものと

すること。

2

石綿等を常時取り扱い、 若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作

業に従事した者は、 石綿則第二十八条第一項の休憩室に入る前に、 作業衣等に付着した物を除去しな

ければならないものとすること。

3 兀 \mathcal{O} 2の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないもの

とすること

第十一 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離

放射線障害防止規則の一部改正

一 請負人に対する周知

1 事業者は、 除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、 当該業務に従事

する者の受ける実効線量が除染則第三条第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及

び当該業務に従事する女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの及び2の女性を除く。) の受け

る実効線量については、 同項 の規定にかかわらず、 同条第二項に規定する限度を超えないようにする

必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

2 事業者は、 除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 当該業務に従事

区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければ する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、 妊娠中につき除染則第四条各号に掲げる線量の

ならないものとすること。

3

事業者は、

除染等業務

(特定汚染土壌等取扱業務に係る作業にあっては、

平均空間線量率が二・五

7 イクロシーベル ト毎時以下の場所においてのみ行われるものを除く。 4及び5において同じ。 0)

ける外部被ばくによる線量を除染則第五条第四項から第六項までに定めるところにより測定する必要 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 当該業務に従事する者が当該業務により受

がある旨を周知させなければならないものとすること。

4 する者が除染特別地域等内における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被 事業者は、 除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、 当該業務に従事

ばくに係る検査を除染則第五条第二項第一号及び第二号、 第三項並びに第七項に定めるところにより

行う必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

事業者は、 除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 除染特別地域等

5

内における除染等作業を行う場所においては放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなけれ

ばならないものとすること。

6 事業者は、 除染等業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、 当該業

務に従事する者が除染則第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、 速やかに医師の診察又は

処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない ものとすること。

(特定汚染土壌等取扱作業を除く。) のうち除染則第五条第二項各号に規定

7

事業者は、

除染等作業

するものの一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 当該除染等作業の対象となる汚

染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等粉じんの発散を抑制するための措置

を講ずる必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

8 事業者は、 除染則第十六条第一項の除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人

に対し、 同項の厚生労働大臣が定める区分に従って、 防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、 汚染を

防止するために有効な保護衣類、 手袋又は履物を使用する必要がある旨を周知させなければならない

ものとすること。

9 事業者は、 除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 8により除染等

作業に従事する者が使用する保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると

認められるときは、あらかじめ洗浄等により四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるまで汚染

を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならないものとすること。

10 事業者は、 特定線量下業務の 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 当該業務に

従事する者の受ける実効線量が除染則第二十五条の二第一項に規定する限度を超えないようにする必

要がある旨及び当該業務に従事する女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの 及び 11 の女性を除

が受ける実効線量については、 同項の規定にかかわらず、 同条第二項に規定する限度を超えな

いようにする必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

11 事業者は、 特定線量下業務の一 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 当該業務に

従事する者のうち妊娠と診断された女性の腹部表面に受ける等価線量 が、 妊娠中につき除染則第二十

五条の三に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする

کے

12 事業者は、 特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 当該業務に

従事する者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を除染則第二十五条の四第二項及び

第三項に定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

13 事業者は、 特定線量下業務の一 部を請負人に請け負わせるときは、 当該請負人に対し、 除染特別地

域等内における特定線量下作業を行う場所においては放射線測定器を装着する必要がある旨を周知さ

せなければならないものとすること。

14 事業者は、 特定線量下業務の一 部を請負人に請け負わせる場合においては、 当該請負人に対し、 当

該業務に従事する者が除染則第二十五条の七第一項各号のいずれかに該当するときは、 速やかに医師

の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとすること。

二 事前調査等の明示

1 事 業者は、 労働者を除染等作業に従事させる場合には、 あらかじめ、 除染則第七条第 一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 調査が

終了した年月日並び に調査の方法及び結果の概要を当該労働者の ほ か、 当該作業の一 部を請け負わせ

た場合における請負人に明示しなければならないものとすること。

2 事業者は、 労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、 当該作業の開始前及び開始後

二週間ごとに、 除染則第七条第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該

労働者のほか、 当該作業の一部を請け負わせた場合における請負人に明示しなければならない

すること。

3 事業者は、 労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、 当該作業の開始前及び開始後二週間ご

とに、 除染則第二十五条の六第一 項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該

労働者 っ ほ か、 当該作業の一部を請け負わせた場合における当該請負人に明示しなければならない

のとすること。

三 喫煙等の禁止

事業者は、 除染等業務を行うときは、 事故由来放射性物質を吸入摂取し、 又は経口摂取するおそれの

ある作業場で当該業務に従事する者が喫煙し、 又は飲食することを禁止し、 かつ、 その旨を、 あらかじ

め、当該者に明示しなければならないものとすること。

四 請負人等の汚染検査の遵守等

- 1 場から退去するときは、 除染則第十四条第一項の作業場において除染等作業に従事する者(労働者を除く。)は、当該作業 同項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなけ
- ればならないものとすること。
- 2 除染則第十四条第一項の作業場において除染等作業に従事する者(労働者を除く。)は、 1の検査
- によりその身体又は装具が四十ベクレ ル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められる
- 同項の汚染検査場所において、その汚染が四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるよ
- うに洗身等をし、 又は装具を脱ぎ、 若しくは取り外さなければ、 当該作業場から退去してはならない
- ものとすること。
- 3 場から持ち出す物品については、 除染則第十五条第一項の作業場において除染等業務に従事する者(労働者を除く。)は、当該作業 持出しの際に、 除染則第十四条第一項の汚染検査場所において、 そ

の汚染の状態を検査しなければならないものとすること。

4 センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならないもの 除染等業務に従事する者(労働者を除く。)は、 3の検査により、 3の物品が四十べ クレ ル 毎平方

とすること。ただし、除染則第十五条第二項ただし書に規定するときは、この限りでないものとする

こと。

5 三の作業場において除染等業務に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないも

のとすること。

その他所要の

第十二 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第十三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和五年四月一日から施行すること。

一 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。